

2025 年 3 月 28 日

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役

渋谷 健

第 3 2 回「新しい資本主義実現会議」コメント

日本経済の土台である中小・小規模事業者が新しい時代において、経営の若返りや統合による先行投資で新陳代謝を高めることは地域創生に不可欠な条件である。ただ、事業承継・M&A は、ほとんどの経営者にとって人生どころか代々一度のライフイベントになるため、尻込みすることが一般的であろう。先手を打つことができない現状を緩和するために、政府が事業承継・M&A を促進する施策の取り組みに賛同する。

I. 悪質 M&A 仲介業者の排除

◎ 高額な手数料の要求や信頼度低い買い手の紹介で資産を搾取など悪質業者のケースが日本各地で見受けられる。仲介業界資格制度が無く、参入障害が低いということが、逆に業界の弊害になっており、規制強化を検討すべき。

II. 地域金融機関の役割

◎ 事業承継・M&A には顧客のことを良く知り、寄り添い、信頼関係を築いている地域金融機関の役割は大きい。手数料を稼ぐための取引だけでなく、PMI（事業統合）のノウハウも重要だ。また売り手の地域内、買い手が地域外で買い手企業の実態が捕捉できていない、経営に行き詰ったため、売り手企業の資産を流用するようなケースを阻止することも地域金融機関の重要な役割だ。

◎ 人材力強化のために行員の M&A シニアエキスパートや事業承継 2 級の資格獲得に地域金融機関は積極的に取り組むべきであるが、自前ノウハウだけでは限界があるので、例え

第 3 2 回「新しい資本主義実現会議」コメント

ば、熊本の肥後銀行のように、信頼できる M&A コンサル会社へ行員を派遣およびコンサルタントの受け入れ、M&A アドバイザリー合併会社の設立、（経営者を目指す個人を支援しながら投資する）「サーチファンド」の設立などの事業連携を推進すべき。

◎地域金融機関の事業承継・M & A に関するベストプラクティスを表彰するプログラムを金融庁の下で取り組むことを検討いただきたい。

III. 事業承継税制（特例措置）

◎平成 30 年度から実施されている事業承継税制（令和 7 年度末までの特例措置）の活用の実態を数値的に検証して公開すべき。実施件数や金額が想定よりも下振れしているようであれば、国民への告知不足と言わざるを得なく、中小企業・小規模事業者の経営者年齢別分布の過半数が 60 歳代以上という状況を鑑みると、措置の延長・恒久化を検討すべき。

IV. のれん額の償却

◎買い手のインセンティブのため、中堅・中小企業同士の株式譲渡の場合に、事業譲渡と同様、譲受額と純資産額の差額を税務上損金計上（5 年償却）できる時限措置を検討すべき。